



**MOMENTIVE**  
performance materials

**REACH**  
**Overview**

# REACH について

2007年6月1日に、新たなEU規則1907/2006(REACH)が制定され、EU加盟国の化学  
品製造業者および輸入業者に適用されることになりました。REACHとは、  
**R**egistration, **E**valuation and **A**uthorization of **C**hemicalsの頭文字をとったもので、  
化学品(CH)の登録(R)、評価(E)および認可(A)を行うものです。

**REACHを遵守することは、モメンティブの最優先課題の1つです。**

モメンティブでは、お客様へ製品を滞りなく納品できるよう、専任のスタッフを配  
置しREACHに備えた活動に取り組んでいます。モメンティブの活動には、必要な化  
学品試験の実施、当社がEU域内で製造あるいは輸入する全ての化学品の予備登録、  
モメンティブの化学品の適切な分類を保証すべく当局と緊密な連携をとること、お  
よび原材料の供給が途切れることのないようサプライヤーとの連携を強化すること  
が含まれています。



# Registration 登録

REACHの登録では、化学品の製造者および輸入者に、(製造者および輸入者についての、輸入製剤中の、および場合によっては輸入商品中の、新規および既存化学物質を含む)物質についての適切な情報の入手、および欧州化学物質庁(ECHA)への提出を要求しています。物質ごとに一式のデータを提出することが要求されており、業者あたり年間1トン以上の製造または輸入の取り扱いがある場合にその物質の登録が必要とされます。川下ユーザー(DU:Downstream User)が物質の管理方法を正しく認識するために、有害性およびリスクの情報は、サプライ・チェーンにおいて伝達されます。川下ユーザーもまた、登録一式文書の一部として、起こり得る危険情報(ばく露情報)を登録者に提供することが義務付けられています。登録一式文書でない用法は、今後、許可されないのです。「登録のないところに、市場はない」ということになります。

# Evaluation 評価

REACHの評価では、不要な動物試験の回避を目的としています。評価は、物質を登録しようとする業者による試験計画案をECHA(欧州化学物質庁)が審査をすることで行われます。動物を用いた研究を必要とする物質に関しては、データの共有が要求されます。類似の物質の既知の特性に基づいてコンピューター・モデル化された情報を用い、必要なデータを補完することもできます。評価により、潜在的に危険をもたらすと考えられる物質は、さらに当局が業界に追加的な情報を要求し、掘り下げて調査をすることになります。ここで得た情報は、規制または認可のための提案を準備する際に後に使用することができます。



# Authorization 認可

認可のプロセスでは、非常に懸念の高い特性を備えた物質を使用する者に対し、これらの物質に関するリスクが十分に管理されていることを証明することを要求しています。このことが的確に証明された場合に、その物質とその使用のための認可を得ることができます。代用品あるいは代替物質の検討も要求されますが、当該物質の使用によってもたらされるリスクより、社会経済的な便益が上回る場合には、最終的に認可が与えられる可能性もあります。

# Restrictions 規制

最後に、規制の手続きでは、特定の危険物質の製造、使用および売買に関し、制限や制約が課されます。登録、認可、及び制限されたものを含むすべての物質は、分類され、ラベルが付けられ、インベントリーに登録されます。情報へのアクセスの規定では、企業秘密情報(CBI)の保護に関する規則を保持しながら、公に利用可能である情報を規定しています。



# 主な期限

## 2008年6月1日～11月30日：

すべての段階にある物質の予備登録

## 2010年11月30日：

100トン以上取り扱いがあり環境に危険なものとして分類された物質、および1トン以上取り扱いがあり、発癌性物質、突然変異誘発物質および生殖毒性物質と分類された物質の登録

## 2013年5月31日：

業者当たり年間100トン以上の取り扱いのある物質の登録

## 2018年5月31日：

業者当たり年間1トン以上の取り扱いのある物質の登録





---

The science behind the solutions.

モメンティブのREACH実施責任者：  
Momentive Performance Materials GmbH  
Ralph Maecker(ラルフ・メッカー)  
D-51381 Lverkusen  
Geb. T39Tel: +49 (0) 214 30 50 357

日本におけるREACH相談窓口  
モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社  
製品安全管理本部 製品安全担当  
仲間敬一郎  
〒373-8505 群馬県太田市西新町133  
Tel: 0276-31-1468

REACHに関するご質問はメールでも受け付けております：

[Reach@momentive.com](mailto:Reach@momentive.com) (英語)  
[Reachjapan@momentive.com](mailto:Reachjapan@momentive.com) (日本語)